

草加市文化会館使用料（下表は5市1町に在住・在勤・在学の方の料金です。）

区分	使用区分		金額	
			平日	土曜日・日曜日・休日
ホール	入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収しない場合及び最高額が2,000円未満の額の入場料を徴収する場合	午前9:00～正午	26,200円	34,000円
		午後1:00～午後5:00	36,700円	47,700円
		午後5:30～午後9:30	44,100円	57,300円
		午前9:00～午後9:30	85,500円	111,100円
		超過1時間	13,100円	17,000円
	最高額が2,000円以上の額の入場料を徴収する場合	午前9:00～正午	34,000円	44,200円
		午後1:00～午後5:00	47,700円	62,000円
		午後5:30～午後9:30	57,300円	74,600円
		全日 午前9:00～午後9:30	111,100円	144,500円
		超過1時間	17,000円	22,100円
第1楽屋	午前9:00～正午		6,210円	
	午後1:00～午後5:00		8,610円	
	午後5:30～午後9:30		10,400円	
	全日 午前9:00～午後9:30		20,100円	
	超過1時間		3,100円	
第2楽屋	午前9:00～正午		2,720円	
	午後1:00～午後5:00		3,860円	
	午後5:30～午後9:30		4,540円	
	全日 午前9:00～午後9:30		8,870円	
	超過1時間		1,360円	
第3楽屋	午前9:00～正午		1,380円	
	午後1:00～午後5:00		1,960円	
	午後5:30～午後9:30		2,310円	
	全日 午前9:00～午後9:30		4,510円	
	超過1時間		690円	
第4楽屋	午前9:00～正午		1,380円	
	午後1:00～午後5:00		1,960円	
	午後5:30～午後9:30		2,310円	
	全日 午前9:00～午後9:30		4,510円	
	超過1時間		690円	
レセプション ルーム	午前9:00～正午		2,350円	
	午後1:00～午後5:00		3,290円	
	午後5:30～午後9:30		3,950円	
	全日 午前9:00～午後9:30		8,150円	
第1会議室	午前9:00～正午		3,000円	
	午後1:00～午後5:00		4,150円	
	午後5:30～午後9:30		5,080円	
	全日 午前9:00～午後9:30		10,200円	

第2会議室	午前9:00～午前11:00	650円
	午前11:00～午後1:00	650円
	午後1:00～午後3:00	650円
	午後3:00～午後5:00	650円
	午後5:00～午後7:00	780円
	午後7:00～午後9:30	980円
	全日 午前9:00～午後9:30	3,920円
音楽室	午前9:00～午前11:00	580円
	午前11:00～午後1:00	580円
	午後1:00～午後3:00	580円
	午後3:00～午後5:00	580円
	午後5:00～午後7:00	690円
	午後7:00～午後9:30	870円
	全日 午前9:00～午後9:30	3,490円
第1研修室	午前9:00～午前11:00	490円
	午前11:00～午後1:00	490円
	午後1:00～午後3:00	490円
	午後3:00～午後5:00	490円
	午後5:00～午後7:00	590円
	午後7:00～午後9:30	740円
	全日 午前9:00～午後9:30	2,960円
第2研修室	午前9:00～午前11:00	490円
	午前11:00～午後1:00	490円
	午後1:00～午後3:00	490円
	午後3:00～午後5:00	490円
	午後5:00～午後7:00	590円
	午後7:00～午後9:30	740円
	全日 午前9:00～午後9:30	2,960円
実習室	午前9:00～午前11:00	1,470円
	午前11:00～午後1:00	1,470円
	午後1:00～午後3:00	1,470円
	午後3:00～午後5:00	1,470円
	午後5:00～午後7:00	1,760円
	午後7:00～午後9:30	2,210円
	全日 午前9:00～午後9:30	8,860円
和室	午前9:00～午前11:00	500円
	午前11:00～午後1:00	500円
	午後1:00～午後3:00	500円
	午後3:00～午後5:00	500円
	午後5:00～午後7:00	610円
	午後7:00～午後9:30	760円
	全日 午前9:00～午後9:30	3,030円

#### 草加市文化会館使用料について

- 1 休日とは、国民の祝日をさします。
- 2 ホール及び楽屋を準備や練習のために使用する場合には、使用料が7割の額に減額となります。
- 3 楽屋は、ホールをご利用のお客様のみご使用いただけます。
- 4 5市1町の居住者以外の方は、使用料が5割増となります。
- 5 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含みます。
- 6 10円未満の端数は切り捨てます。
- 7 詳しくは施設にお問い合わせください。 TEL048-931-9325